

令和6年1月 定例総会議事録

日 時 令和6年1月31日（水） 午前9時30分～午後10時30分

場 所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	竹内秀次	主幹	西原学	主査	橋谷理己
主査	宮田衣美	主査	宮永昌和				

議 題

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第2号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について  
 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）  
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（貸貸借）  
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）  
 議案第6号 農用地利用集積等促進計画について  
 議案第7号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について  
 議案第8号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。  
はじめに 1 月の行事实績と 2 月の行事予定を報告します。

(1 月の行事实績と 2 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 6 年 1 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願ひします。

事務局 本日は報告が第 1 号から第 2 号までの 11 件、議案が第 1 号から第 8 号までの 67 件合計 78 件でございます。  
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。  
議事に入る前に今月の議事録署名を 3 番棚橋委員と 8 番高田委員をお願いいたします。  
なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いいたします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 1 号～報告第 2 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。  
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第1号1番朗読 他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

1番 今月の農地法3条の事前審査を第4小委員会に付託されましたので1月22日に、審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。  
1番、農業者年金受給のためです。期間は10年間、再設定です。  
2番、農業者年金受給のためです。期間は10年間、再設定です。  
以上2件、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。  
続きまして議案第2号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号農地法第3条の規定による所有権移転許可について

下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第2号1番朗読、他11件省略)

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第2号農地法第3条の規定による所有権移転許可の申請についてです。

1番、知人からの贈与を受けるものです。

2番、知人からの贈与を受けるものです。

3番、知人からの贈与を受けるものです。

4番、知人からの贈与を受けるものです。

5番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり181,200円。

6番、姉からの贈与を受けるものです。

7番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり201,868円。

8番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり60,000円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 今月の野尻町区分です。事前審査を第6小委員会に付託されましたので1月24日に行いました。その結果を報告します。

9番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり150,000円。

10番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり194,932円。

11番、申請地を購入し、新たに耕作を行うものです。10aあたり200,938円。

12番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり195,035円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第2号農地法第3条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおりに決定をします。  
続きまして議案第3号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおりに決定する。

(議案第3号1番朗読)

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第3号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）について報告します。  
1番、20年間です。再設定です。農業者年金受給のためです。  
委員会としましては、計画とおりに決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第3号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおりに決定をします。続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画とおりに決定する。

(議案第 4 号 1 番朗読、他 2 件省略)

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）を報告します。  
1 番、10a あたり 5,297 円、5 年間、再設定です。  
2 番、10a あたり 9,280 円、5 年間、再設定です。  
3 番、10a あたり 6,083 円、5 年間、再設定です。  
委員会としましては、計画とおりに決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 4 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を計画とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおりに決定をします。  
続きまして議案第 5 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画とおり決定する。

(議案第5号1番朗読、他15件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第5号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画(所有権)について報告します。

- 1番、申請地を購入し新たに耕作を行う。10aあたり100,908円。
  - 2番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり167,785円。
  - 3番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり273,112円。
  - 4番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり147,203円。
  - 5番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり300,000円。
  - 6番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり250,000円。
  - 7番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり178,004円。
  - 8番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり50,505円。
  - 9番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり123,762円。
  - 10番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり166,991円。
  - 11番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり100,604円。
- 小委員会としては計画とおり決定することにしました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番

17番 議案第5号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画(所有権)についての野尻町区分です。

- 12番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり300,000円。
  - 13番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり99,522円。
  - 14番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり147,820円。
  - 15番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり216,270円。
  - 16番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり108,696円。
- 小委員会としては計画とおり決定することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第5号農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（所有権）を計画とおり決  
定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。  
続きまして議案第6号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局  
の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第6号農地利用集積等促進計画について  
下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農  
用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

(議案第6号 朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番 挙手)

議長 はい、11番

11番 議案第6号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。  
小林地区については8件、田が8,632㎡、畑が12,366㎡ 計20,998㎡です。  
審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

(7番 挙手)

議長 はい、7番

7番 議案第6号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。  
野尻町地区、14件、田が8,562㎡、畑が49,383㎡、計57,945㎡です。

審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画通り承認することにしました。  
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第6号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり承認します。  
続きまして議案第7号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第7号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第7号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番

14番 議案第7号農地法第5条の事前審査を第5小委員会に付託されましたので1月23日に、審査会を実施しました。  
1番、細野上ノ岡で、売子木の手前にあり、こぼと保育園です。転用理由が駐車場です。  
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番

17 番 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請野尻町区分です。  
2 番、野尻町紙屋漆野です。転用の理由は太陽光発電施設敷地です。2 種農地でした。  
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 7 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を  
付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。  
続きまして議案第 8 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読  
をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 8 号非農地証明願い承認について  
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 8 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 8 号非農地証明願い承認についてです。  
1 番、真方西ノ村です。調査事項は山林です。  
2 番、堤一本柵です。調査事項は山林です。  
3 番、真方西ノ村です。調査事項は原野です。  
4 番、細野千谷です。調査事項は山林です。  
5 番、南西方榎の木です。調査事項は原野です。  
6 番、真方西ノ村です。調査事項は原野です。  
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 8 号野尻町区分について報告をします。  
7 番、東麓の平坪、調査事項は原野です。2 種農地です。  
8 番、東麓の亀甲、調査事項は原野です。農用地です。東麓の小立中で調査事項は原野です。2 種農地です。  
9 番、東麓の久保、調査事項は原野です。農用地です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 8 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。  
以上で本日の総会を終了します。  
ありがとうございました。

閉議 午前 10 時 30 分

令和 6 年 1 月 31 日 定例総会

議事録署名

㊟

